

「在留届」提出のお願い

在留届とは

「在留届」は、各種の証明書類の発行、旅券の更新手続き、在外選挙、緊急事態等の発生した場合の連絡、毎年行われる在外邦人数調査等のための貴重な基礎資料となるものです。外国に3ヶ月以上滞在する日本人は、旅券法により、最寄りの大使館又は総領事館に「在留届」を提出することが義務づけられています。この点は、お手元の旅券にも記載されています。

「在留届」の概要はこちら

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>) でご確認くださいだけです。

なお、「在留届」の取り扱いについては、各人のプライバシーを守るため、大使館又は総領事館において十分な注意を払い管理させていただいております。また、外部からの照会に応じることはありません。

手続きの方法

- 1 「在留届」は、直接窓口での提出のほか、在留届電子届出システム（ORR ネット）
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>、Eメール（consul@hg.mofa.go.jp）、郵送、いずれの方法でも提出が可能です。
- 2 「在留届」用紙をご希望の方は、こちら
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>) からダウンロードできます。
- 3 「在留届」の手続きは無料です。

変更があったとき

- 1 ご提出いただいた「在留届」の記載事項に変更が生じた場合（例えば、住所変更、家族の異動等）、速やかに「変更届」をご提出いただくようお願いします。Eメール（consul@hg.mofa.go.jp）、郵送、いずれの方法でも可能です。なお、在留届電子届出システム（ORR ネット）（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）にて在留届をご提出いただいている方は、本システムを利用し変更することが可能です。
- 2 「変更届」用紙をご希望の方は、こちら（<https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100100920.pdf>）からダウンロードできます。

帰国・転出するとき

- 1 帰国又は転勤でオランダを離れる場合には、その旨を、電話又はEメール（consul@hg.mofa.go.jp）にてご一報いただきますようお願いいたします。「帰国・転出届」用紙をご利用いただくことも可能です。また、在留届電子届出システム（ORR ネット）（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）にて在留届をご提出いただいている方は、本システムを通じて届け出ていただくことも可能です。
- 2 「帰国・転出届」用紙をご希望の方は、こちら（<https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100100921.pdf>）からダウンロードできます。